住所・氏名は、住民票に記載の住所を記入して下さい。 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の所在地は、閉鎖事項証明書 (※ 右ページの書類) に記載の所在を記入して下さい。

## 被相続人居住用家屋等確認申請書

申 請 者 住 所 浜松市中央区元城町 103-2

氏 名 浜松 太郎

電 話 053-457-2231

日中連絡のつく番号 を記入して下さい。

下記について確認願います。

押印は必須ではありませんが、 氏名欄に押印のうえ、捨印を押 していただいた場合、軽微な変 更は市で修正します。 押印・捨印がない場合は、ご自

身で修正していただきます。

「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸 がないこと」(租税特別措置法第35条第3項第2号イ)、当該 の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこ の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されて が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相 住の用(居住の用に供することができない事由として政令で 。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居 定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定 の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」とい 第4項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外 当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居

住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる 直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと)」(同項第3号)に該当すること (※1)通知における特定事由と同じ。(※2)通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及び その敷地等 (※3) の所在地 (敷地の所在地番)	浜松市中央	と区元目町字浜松1	20-1					7
申請被相続人居住用家屋の建 築年月日 (※4)	昭和 56 年	三 5 月 30 日 '	除	屋の取壊し 却又は滅失 ※5)		令和 4 年	- 11 月 30 日	
被相続人の氏名及び住所	(住所) 浜松市中央区元目町120-1 (氏名) 浜松 花子 申請者から 母 みた続柄							}
相続開始日 (被相続人の死亡日)	令和 2 年 10 月 2 日 (※6)				令和 4	年 12 月	15 目	
申請被相続人居住用家屋又はそ の敷地等の取得をした他の相続 人の氏名及び住所	▼家屋 ●敷地等	(住所) 浜松市中 (氏名) 浜松 び		《中央一丁目12	:-7			
※書ききれない場合は別紙 相続したものに✓ を入れて下さい	□家屋	(住所)					続をした	
	Per Lui Belon and I			1936 (1936 I	<b>※</b> 1	人で相対	続した場合	計は、

亡くなった方の住所・ 氏名・死亡日を記載し て下さい。

により相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が取得をしたものに限る。

- (※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。
- (※5) 申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書に記載された取壊し等をした日(未登記の場合は解体工事の請負契約書等により 確認した解体日等)を記載する。

・ 一人との敷地等は、被相続人から相続又は遺贈(贈与者の)

(※6) 申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日ま での間にしたものに限る。

## 被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

## ※市区町村記入欄

確認年月日	年	月	日	
確認を行った市区町村長				印

閉鎖事項証明書

										閉鎖事項	頁証明書	(建物
表題	部	(主で	ある建物の表	表示)	調製					不動産番号		
所在図番号	余白											
所 在	浜松市	元目	目町字浜松	120習	昏地1					(余百)		
	浜松市	中央	区元目町	字浜枢	120習	香地1						
家屋番号										(余百)		
① 種 類	2	構	造	(3	床	面	積	r	ท์	原因及び	パその日付〔登記のF	3付〕
居宅										昭和56年	€5月30日新築	
余自	余白			余白	<u> </u>							
<b>亲</b> 自	余白			余白	]						月30日取壊し  12月10日同日	閉鎖]

権利	部(甲区)(所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日 - 受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存		所有者 浜松市中区元目町120番地の1 浜 松 花 子 順位1番の登記を移記
	(条 省)	<b>余</b> 百	
2	所有権移転	令和2年11月10日 第12346号	原因 令和2年10月2日相続 共有者 浜松市中区元城町103番地の2 持ち分2分の1 浜松太郎 持ち分2分の1 浜松次郎



協議宣佈

制有面置

これは閉鎖された登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、閉鎖された登記記録の乙区に記録 されている事項はない。

令和5年2月6日

静岡地方法務局浜松支局

登記官

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号

(1/1)

